

Client Alert

29 August 2019

DOJ 及び FTC が独占行為について民事制裁金を請求することを可能にする法案を提出

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

2019年7月23日、上院司法委員会の反トラスト、競争政策及び消費者権利に関する小委員会の筆頭委員である民主党の Amy Klobuchar 上院議員（ミネソタ州選出）は、他の上院議員とともに、独占行為抑止法案（The Monopolization Deterrence Act of 2019）を提出した。

同法案の提出の背景について、2019年8月2日付の同上院議員のプレスリリース及び同法案中の目的によると、違法な独占行為を抑止するために、違法な独占行為を行った企業に対して厳格な金銭的な負担を課す司法省（DOJ）及び連邦取引員会（FTC）の権限を強化するものである。具体的には、現行の刑事上の罰金に加えて、DOJ 及び FTC が民事制裁金を独占行為に従事した企業に賦課することを可能にすることが同法案の骨子である。

民事制裁金の金額は、(A) 違反者の前年の米国での総収入の 15%、又は、(B) 違反行為の期間において、違反行為に関連した、若しくは違反行為が対象とした取引、若しくは通商における違反者の米国での収入の 30%を超えないものとされている。また、民事制裁金は、合衆国によって提起される民事訴訟によって回収されるものとされている（同法案第 3 条）。

法案の可決の日から 1 年以内に、司法長官及び FTC は、民事制裁金の適切な金額の決定について、当局の方針を反映した共同ガイドラインを公表するものとされている。同ガイドラインを制定する際には、(1) 影響を受けた通商の規模、(2) 違法行為の期間及び重大性、(3) 違法行為を隠蔽するために違反者がとった又はとろうとした行動、(4) 違反行為が甚だしく又は明白に法律に違反する程度、(5) 民事制裁金が違法行為に対する他の措置と併せて適用されるかどうか、(6) 違反者が、以前にも同一又は同様の反競争的行為をしたかどうか、(7) 違反者が、既存の同意判決又は裁判所命令に違反して当該行為をしたかどうか等を考慮するものとされている（同法案第 4 条）。

同法案が通れば、GAF A を中心とする巨大企業が違法な独占行為に従事した場合、民事制裁金が巨額に上る可能性が出てくることが予想される。